

○飯山市営駐車場条例施行規則

平成26年9月24日規則第17号

改正

平成27年12月28日規則第25号

令和6年9月26日規則第18号

飯山市営駐車場条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、飯山市営駐車場条例（平成26年飯山市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（駐車の方法）

第2条 飯山市営駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、駐車場の施設に表示された駐車の方法に従い、自動車を駐車しなければならない。

2 駐車場を使用する者（駐車場を定期駐車券で使用する者（以下「定期使用者」という。）及び駐車場をバス駐車券で使用する者（平面駐車場のバス駐車帯に30分を超えて駐車する者をいう。以下同じ）を除く。）は、駐車場に入場する際に駐車券発行機から駐車券の交付を受け、出場する際にその駐車券を精算機に挿入しなければならない。

3 定期使用者は、駐車場に入場するときにあつては駐車券発行機に、出場する際にあつては精算機に定期駐車券を挿入しなければならない。

4 第2項の場合において、条例第9条第1項の駐車サービス券を使用する者は、出場する際に駐車券と併せて駐車サービス券を精算機に挿入しなければならない。

5 駐車場をバス駐車券で使用する者は、駐車場に入場する際に管理事務所が発行するバス駐車券の交付を受け、出場する際にそのバス駐車券を管理事務所に返却しなければならない。

（定期駐車券等の交付等）

第3条 駐車場を定期使用しようとする者は、市営駐車場定期使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、定期駐車券の交付を受けなければならない。

2 定期駐車券の通用期間は1月を単位とし、1年を限度とする。

3 定期使用者は、住所、氏名又は定期使用の許可を受けた車両を変更したときは、市営駐車場定期使用者変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 定期使用者は、定期駐車券を紛失し、又は汚損したときは、市営駐車場定期駐車券再交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、定期駐車券の再交付を受けることができる。

5 駐車場をバス駐車券で使用しようとする者は、市営駐車場バス駐車券交付申請書（様式第3号の2）を市長に提出し、バス駐車券の交付を受けなければならない。

6 バス駐車券の通用期間は1日を単位とし、7日を限度とする。

（使用料の徴収時期の変更）

第4条 条例第9条第2項の規定による使用料の徴収の時期の変更を希望する者は、あらかじめ市営駐車場使用料後納申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第5条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市営駐車場使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（損傷等の届出）

第6条 駐車場の施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第25号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和6年9月26日規則第18号）

この規則は、令和6年11月1日から施行する。